

## 第6回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年5月10日  
場 所 シビックコア棟 研修室2

### 委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	欠	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	欠
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	出	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	欠	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9時00分  
閉 会 時 刻 午前 9時45分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第6回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第6回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、第6回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、7番議席伊藤貴美委員と、10番議席岡田康平委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、報告第7号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第8号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第9号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第7号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第3 報告第8号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、1筆、面積680㎡であることを報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第4 報告第9号 農地法第5条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分) 次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべ</p>

	<p>き区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件2筆 401.09㎡です。</p> <p>&lt;1番案件&gt;の申請地は、員弁町畑新田地内の畑です。</p> <p>場所は員弁運動公園の東にあります。目的は個人住宅用地です。</p> <p>受理した届出書については受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 報告第7号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。報告第8号については、合意解約による通知を受けたものです。報告第9号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届け出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p> <p>議長 続きまして、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをしま</p>
--	---

		す。 今回の案件は全て中間管理機構分です。10件、21筆、総面積14,676.41㎡です。
	議長	事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回は、全て公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。
	議長	特に無いようですので、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。 本議案につきましては、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 委員に関する案件が含まれております。 農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当該委員を除いて採決を取りたいと思います。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第6) (日程第7)	議長	続きまして、議案第25号「農地の競売に対する買受適格証明願承認について」、議案第26号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第6 議案第25号 農地の競売に対する買受適格証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、農地の競売に対する買受適格証明願があったので議決を求める。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 買受適格証明願とは農地の競売及び公売に参加するときは、農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防止するため、農地法の申請書と買受適格証明が必要となります。 農地として耕作をする目的で取得する場合には3条許可の買受適格証明、農地を農地以外の用途に転換する目的で取得する場合には5条許可の買受適格証明が必要となります。

<p style="text-align: center;">事務局</p>	<p>今回、3条についての適格証明願が提出されています。</p> <p>参加する全ての者が、適格証明が必要となるため、同一箇所において複数の申請がされることがあります。</p> <p>本案件は、名古屋国税局が実施する公売についての案件です。証明書を添付することにより公売に参加することが可能となります。</p> <p>この案件が議決され、公売で落札できれば、改めて委員会での議決を要することなく所有権を移転することができます。</p> <p>今回の買受適格証明願の申請は、1件、1筆、面積117㎡です。</p> <p>&lt;1番案件&gt;の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。</p> <p>譲受人である員弁町北金井の■■■■が議案書に記載の1筆、117㎡を農地として利用する計画です。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第26号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、9件、20筆、面積6,293㎡です。</p> <p>&lt;70番案件&gt;の申請地は、北勢町下平地内の田です。</p> <p>譲受人である桑名市の■■■■が愛知県の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、3,162㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;1番案件&gt;の申請地は、員弁町大泉地内の農用地の畑です。</p> <p>譲受人である員弁町東一色の■■■■が員弁町大泉の■■■■・■■■■が所有する議案書に記載の1筆、450㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;2番案件&gt;の申請地は、大安町宇賀新田地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町宇賀新田の■■■■が愛知県愛西市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、852㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;3番案件&gt;の申請地は、大安町平塚地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町平塚の■■■■が大安町平塚の■■■■が所有する議案書に記載の5筆、765㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;4番案件&gt;の申請地は、北勢町其原地内の畑です。</p> <p>譲受人である北勢町千司久連新田の■■■■が員弁町御菌の■■■■</p>
--	--

が所有する議案書に記載の1筆、381㎡を売買により譲り受ける申請です。

<5番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畑です。

譲受人である東員町の が大安町大井田の が所有する議案書に記載の1筆、214㎡を売買により譲り受ける申請です。

<6番案件>は、議案第25号 買受適格証明願<1番案件>において説明済のため省略します。

<7番案件>の申請地は、大安町片樋地内の田です。

譲受人である四日市市の が大安町片樋の が所有する議案書に記載の7筆、199㎡を売買により譲り受ける申請です。

<8番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の畑です。

譲受人である藤原町東禅寺の が大安町門前の ・ の2名が共有する議案書に記載の1筆、153㎡を売買により譲り受ける申請です。

以上9件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。  
何か質問はありますか。

議長 特に無いようですので、採決に入ります。  
議案第25号「農地の競売に対する買受適格証明願承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

議長 全委員挙手であります。  
よって本申請につきましては、許可することといたします。

議長 続いて、議案第26号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

議長 全委員挙手であります。  
よって本申請につきましては、許可することといたします。

(日程第 8)	議長	<p>続きますして、議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第 8 議案第 27 号  農地法第 4 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので意見を求める。令和 5 年 5 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1 件、1 筆で 608 ㎡です。</p> <p>&lt;1 番案件&gt;は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。現況は畑です。</p> <p>転用計画としては、申請人である北勢町其原の ████████ が所有する議案書に記載の 1 筆、608 ㎡を、共同住宅へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は浸透柵を設置し処理します。</p> <p>以上 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、5 月 2 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
	現地調査委員	<p>議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
	議長	<p>特に無いようですので、議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p>

<p>(日程第9) (日程第10)</p>	議長	<p>本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
	議長	<p>議案第28号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第29号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第9 議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、6件、11筆で10,090㎡です。 &lt;1番案件&gt;は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は、伊勢治田駅が300m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。 転用計画としては、譲受人である北勢町東村の[ ]が、北勢町東村の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、59㎡を、駐車場として転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみを行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。 &lt;2番案件&gt;は、員弁町畑新田地内の畑です。農地区分は、員弁中学校及びおおた医院が500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。 転用計画としては、譲受人である大安町大井田の[ ]が、員弁町北金井の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、433㎡を、個人住宅として転用したい旨の計画です。 土地造成は最大30cmの盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は道路側溝に放流します。 &lt;3番案件&gt;は、北勢町中山地内の畑です。農地区分は、伊勢治田駅が300m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。</p>



転用計画としては、譲受人である北勢町中山の[ ]が、北勢町中山の[ ]が所有する議案書に記載の 2 筆 203 m<sup>2</sup>を、駐車場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<4 番案件>は、北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である四日市市に住所を有する[ ]が、北勢町阿下喜の[ ]と北勢町向平の[ ]が所有する議案書に記載の 5 筆 8,691 m<sup>2</sup>と周辺山林を一体利用をして、合わせて 15,780 m<sup>2</sup>を、太陽光発電施設として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

なお、この案件は 3000 m<sup>2</sup>を超える案件であるため、後日、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

<5 番案件>は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である大安町石樽南に住所を有する[ ]が、大安町石樽南の[ ]が所有する議案書に記載の 1 筆、282 m<sup>2</sup>を、資材置場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲に擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<6 番案件>は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である大安町石樽東の[ ]が、菰野町の[ ]が所有する議案書に記載の 1 筆、422 m<sup>2</sup>を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と併せて、道路側溝に放流します。

事務局

続きまして、日程第 10 議案第 29 号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、2件、2筆、755㎡です。

<1番案件>は、北勢町西貝野地内の田です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、使用借人である桑名市の■■■■が、北勢町西貝野の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、333㎡を、隣接宅地を一体利用し、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲に石垣を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は道路側溝に放流します。

<2番案件>は、大安町梅戸地内の田です。場所は梅戸井駅の南にあります。農地区分は、梅戸井駅が300m以内にあるため3種農地です。

現況は雑種地として利用されていますので、始末書が提出されています。

転用計画としては、使用借人である大安町梅戸の■■■■が、大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆422㎡を個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設水路に放流します。

以上5条所有権移転6件、5条使用貸借2件の計8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

この案件につきましては、5月2日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第28号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」6件、議案第29号「同法の規定による農地の使用

		貸借権設定許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
	議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。
	議長	特に無いようですので、議案第28号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。
	議長	続いて、議案第29号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第11)	議長	続きまして、議案第30号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第11 議案第30号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和5年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は6件、10筆、1,769.48㎡です。 <1番案件>の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、田の1筆です。 願出者は北勢町東村の■■■■■■■■■■で、昭和46年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 <2番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、田の1筆です。

	<p>願出者は員弁町北金井の [ ] で、昭和 54 年から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;3 番案件&gt;の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田の 1 筆です。</p> <p>願出者は北勢町阿下喜の [ ] で、50 年以上前から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;4 番案件&gt;の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、畑の 1 筆です。</p> <p>願出者は大安町門前の [ ] ・ [ ] で、平成 16 年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;5 番案件&gt;の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、畑の 5 筆です。</p> <p>願出者は北勢町阿下喜の [ ] で、30 年以上前から山林化しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;6 番案件&gt;の申請地は、北勢町鼓地内の台帳地目、畑の 1 筆です。</p> <p>願出者は桑名市の [ ] で、昭和 12 年以前から通路として利用し、現在に至っております。</p> <p>以上 6 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>議長 他には特に無いようですので、議案第 30 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>議長 多数挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議長 議事については、以上です。その他に入ります。</p>
5 その他	議長

<p>6 閉会の宣言</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>【午前9時45分閉会】</p>	<p>委員さんから何かありますか。 他に事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、6月2日午前9時から現地調査、13番議席片岡節男委員と14番樋口久義委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、6月9日です。場所は、シビックコア棟2階となります。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第6回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。</p>
---	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

---

議事録署名者

---